

指定学校変更の許可基準等について

仙台市教育委員会

お子さまが就学する市立の小・中学校は、教育委員会が住所による通学区域に基づき指定しています。

ただし、特別な事情があり、指定された学校への就学が困難な場合は、教育委員会への申請により他の小・中学校への就学（指定学校変更）が認められる場合があります。

1 指定学校変更の許可基準等

心身の障害等		許可期間	申請先
障害・病弱	心身の障害や疾患、長期通院等の場合	事由消失まで	特別支援 教育課
特別支援学級 入級等	該当する特別支援学級が指定学校に設置されていない場合や、院内学級に入級する場合等	事由消失まで	
転居		許可期間	申請先
転居予定・ 一時転居	市内転居が確定しており、あらかじめ転居予定地の指定学校への就学を希望する場合、または、転居が一時的で現住所地に戻ることが確定しており、従前の学校への就学を希望する場合	引き渡し日 (+14日) まで	学事課
小学生転居	次のいずれかに該当し、転居後も従前の学校への就学を希望する場合 ア) 1～4年生の児童が市内で転居する場合 イ) ア)のうち、隣接学区に転居し、安全な経路で通学できる場合 ウ) 5、6年生の児童が市内で転居する場合	ア)学年末まで イ)卒業まで ウ)卒業まで	在籍学校
中学生転居	生徒が市内で転居し、転居後も従前の学校への就学を希望する場合	卒業まで	
家庭の事情		許可期間	申請先
小学生の保育	ア) 保護者の勤務等により、帰宅後に保護監督者がいないため、児童が下校後に親族宅や児童クラブ等で生活し、親族宅や児童クラブ等がある学区への就学を希望する場合	親族宅・児童 クラブ等での 保育期間	学事課
	イ) ア)の期間が終了したが、在籍学校が指定学校に隣接しており、安全な経路で通学できる場合で、引き続き従前の学校へ就学を希望する場合	卒業まで	
中学生の保育	小学校在籍時に「小学生の保育」で指定学校変更が許可されており、次の条件をすべて満たし、中学校入学後も引き続き小学校在籍時と同じ親族宅等で下校後に過ごすため、親族宅等のある学区への就学を希望する場合 <input type="checkbox"/> 保護者の勤務等により帰宅後の保護監督者がいない <input type="checkbox"/> 親族宅等から自宅に帰宅する際の安全が確保されている	親族宅等での 保育期間	
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が指定学校変更により在籍している学校への就学を希望する場合		
地域の事情		許可期間	申請先
遠距離通学	自宅から指定学校まで徒歩で安全に通学できる経路による最短の通学距離が、小学校2km以上、中学校3km以上で、通学距離が近い隣接学校への就学を希望する場合	卒業まで	学事課
教育的理由			申請先
幼稚園等での 適応状況	幼稚園や保育所での適応状況（対人関係等）から、専門機関に相談し、小学校入学に配慮が必要と認められる場合で、修了（卒園）する幼稚園や保育所のある学区の小学校への入学を希望する場合		学事課
小学校の指定 学校変更継続	指定学校変更の許可により卒業まで継続して在籍した小学校と同じ学区の中学校が、指定中学校の隣接学校、または、自宅からの通学距離が6km以内にあり、安全な経路で通学でき、この中学校への入学を希望する場合 ※該当する学校が複数ある場合は、徒歩の安全な通学距離が最も近い中学校に変更が可能。 ※卒業する小学校の進学先が複数に分かれ、住所地の指定中学校が含まれる場合は該当しない。指定学校が含まれない場合は、徒歩の安全な通学距離が最も近い中学校に変更が可能。		
部活動	中学校入学・転入学に際して、継続して行っている特定の文化活動・スポーツ活動を内容とする部活動が指定学校に設置されておらず、次の条件をすべて満たし、希望する部活動への入部を前提にその部活動のある中学校への就学を希望する場合 <input type="checkbox"/> 新中1の場合、小学5年生から特定の活動を継続して行っている（市内転居・市外からの転入の場合、転居・転入直前の在籍校で継続的に行っている） <input type="checkbox"/> 希望する部活動のある学校が指定学校と隣接している、または自宅からの通学距離が6km以内にある（複数ある場合は、通学距離が最も近い）		
いじめ・不登校 等	教育委員会がいじめや不登校等に係る学校の対応状況を確認するとともに、更に改善を図るための働き掛けを行った上で、なお指定学校への就学が困難と認められる場合		教育相談課

2 申請方法

許可基準に該当し、指定学校変更を希望する場合は、申請書に以下の必要書類を添付の上、表に記載された申請先に提出してください。

申請書は申請先（学事課・特別支援教育課・教育相談課・各小中学校）にご用意しております。

申請理由	必要書類（※申請理由によっては他にも添付書類が必要となる場合があります）
障害・病弱	医師の診断書等
転居予定・一時転居	住居の売買契約書・賃貸契約書等
小・中学生の保育	・親族宅等の場合：保護者等の勤務証明書、保育証明書・在籍証明書 ・仙台市児童クラブの場合：児童クラブ登録通知書の写し ※ 様式は、教育委員会ホームページからダウンロードできます。 トップページ>各種申請・手続き>入学や転校等に関する申請>指定学校変更 https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kakushu/shinse/tetsuduki/shihen.html
幼稚園等での適応状況	幼稚園等からの適応状況に関する調書、小児病院・発達支援センター等の診断書等
部活動	部活動に関する申立書、所属クラブ等からの活動内容証明書等

※ 申請受付期間：令和6年度新入学の場合は、令和5年10月2日（月）から12月15日（金）まで

3 問い合わせ先

仙台市教育委員会（仙台市青葉区上杉1丁目5-12 上杉分庁舎）

【学事課】	指定学校変更の基準・申請方法等に関すること	TEL 022-214-8860
【特別支援教育課】	心身の障害等による指定学校変更に関すること	TEL 022-214-8879
【教育相談課】	いじめ・不登校による指定学校変更に関すること	TEL 022-214-0004

4 注意事項

架空の住民票の異動等、虚偽の申請や申請理由の消失が判明した場合には、指定学校変更の許可を取り消し、住所地の指定学校に就学していただきます。

◆教育委員会ホームページで学区を調べられます。

教育委員会ホームページ（<https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kensaku/index.html>）を表示します。

（トップページ > 学校教育関連情報 > 小学校・中学校 > 市立小・中学校の学区）



(1) 住所地から学区を調べる場合

「市立小・中学校学区検索」のページが表示されますので、区ごとに地名の頭文字で検索します。

(2) 各小・中学校ごとの通学区域を確認する場合

「小学校の通学区域」、「中学校の通学区域」をご覧ください。

◆指定変更許可区域について

「指定変更許可区域」とは、入学時または転入学時に申請を行うことにより、住所により定められた指定学校の隣接学校を選択できる区域のことをいいます。この区域にお住まいの方には、10月に「指定変更許可区域該当通知書」を送付しますので、詳細をご確認ください。

なお、指定変更許可区域は、学区境の地域にお住まいの皆様の総意に基づき、町内会や子供会等の代表者の申請により、関係学校等との協議を経て設定しています。新たに設定を希望する場合には、さまざまな条件がありますので、お住まいの地域の町内会等を通じて、仙台市教育委員会学事課にあらかじめご相談ください。設定を希望する年度の前年の早い時期から相談、協議し、その年の10月までに申請が必要となります。

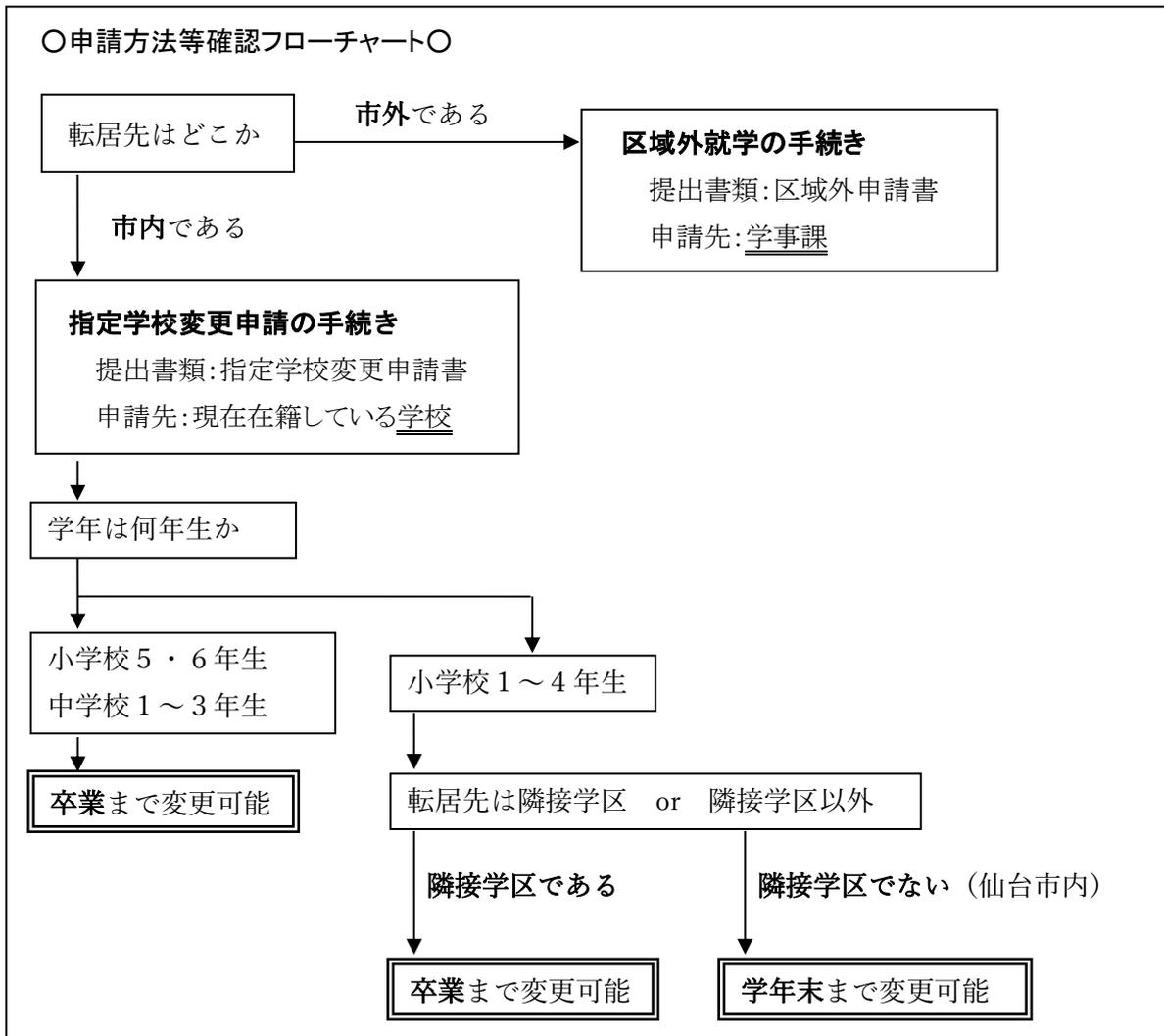
◆通学区域（学区線）の変更について

学校ごとに設定されている通学区域は、通学する距離、道路・河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた歴史的経緯等を考慮し、設定をしています。

ただし、地域の実情等が変わり、通学区域を変更する必要がある場合には、地域の皆様の総意に基づき、お住まいの地域の町内会等を通じて、仙台市教育委員会学事課までご相談ください。通学区域の変更は、変更を希望する地域が隣の学区に接していることや、学校の現有施設で対応可能であることなど、一定の条件があるほか、入学事務等多方面に大きな影響を及ぼすこととなりますので、早い時期からの相談と協議が必要となります。

※市内で転居し、従前の学校に引き続き通学できる期間等は以下のとおりです。

なお、市外に転出した場合は、区域外就学（最長で学年末まで）となり、学事課での手続きとなりますので、学校で受け付けはできません。学事課（022-214-8860）へ電話で問い合わせてください。



※「指定学校変更申請書」の受付は、保護者が各区戸籍住民課及び総合支所税務住民課へ住民票異動届を提出し、住民登録上の住所が変更になった後の取扱いとなります。

※保護者が住所異動の届出を行うと各区戸籍住民課及び総合支所税務住民課で「就学通知書」が交付され、在籍している学校に「指定学校変更申請書」と一緒に提出するように案内しています。